

## 恵庭市庁舎における通話録音装置の運用に関する取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、恵庭市庁舎等(恵庭市庁舎管理規則(昭和49年規則第20号)第1条に掲げる庁舎等をいう。)における通話録音装置の運用に関し必要な事項を定めることにより、適正な行政サービスを提供するとともに、健全な職場環境と職員の健康を維持することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通話録音装置 電話機での通話中に自動又は手動で通話内容を録音し、又は記録する装置をいう。
- (2) 通話録音データ 通話録音装置により録音し、又は記録された音声等をいう。

### (管理責任者等の設置)

第3条 通話録音装置の適正な設置及び運用を図るため、総括管理者を置き、総務部長をもって充てる。

2 通話録音装置が設置されている課等に管理責任者を置くものとし、各課等の所属長をもって充てる。

### (設置の公表)

第4条 総括管理者は、市のホームページ等に通話録音装置の設置及びその利用目的について公表するものとする。

### (個人情報保護)

第5条 管理責任者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)を遵守し、通話録音装置の設置及び運用に関し適切な措置を講じなければならない。

- 2 管理責任者は、通話録音データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他安全管理のための必要な措置を講じなければならない。
- 3 管理責任者は、通話録音データの漏えい、滅失又は毀損を認知したときは、直ちに総括管理者に報告しなければならない。
- 4 管理責任者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (通話録音装置の使用)

第6条 職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、通話録音装置を使用して録音するものとする。

- (1) 脅迫、恐喝等又は不当要求行為(恵庭市不当要求行為対策要綱(平成16年9月21日実施)第2条に規定する不当要求行為をいう。)に該当する場合であって、刑事事件に発展するおそれがあるときその他訴訟に発展するおそれがあると認められるとき。

- (2) 民事訴訟に発展するおそれがあると認められるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守る必要があるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、録音することが必要と認められるとき。

(通話録音データの保存及び廃棄)

第7条 通話録音データの保存期間は、録音又は記録がされた日から60日間とする。ただし、法令に定めがある場合や管理責任者が必要と認める場合には、合理的な範囲内でこの期間を延長することができる。

- 2 通話録音データは、原則として、録音時の状態を保持し、その後の改変や複製を行わないものとする。ただし、第1条に規定する目的達成に必要不可欠な場合や、総括管理者が特別に認めた場合には、この限りでない。
- 3 第1項で定めた保存期間経過後の通話録音データについては、自動又は手動による書き換え操作等により消去処理を行う。
- 4 管理責任者は、通話録音データを保存した電磁的記録媒体(以下「電磁的記録媒体」という。)を破棄する場合には、破砕を行うなど通話内容が再現不可能となる方法で破棄するものとする。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第8条 通話録音データ及び電磁的記録媒体は、第1条に規定する目的以外の目的のために利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、法第69条第2項の規定により行う場合は、この限りでない。

- 2 管理責任者は、前項ただし書の規定により通話録音データ及び電磁的記録媒体を利用し、又は第三者に提供しようとするときは、法の規定に基づく所定の手続を行わなければならない。

(開示請求等)

第9条 管理責任者は、自己を本人(法第2条第4項に規定する本人をいう。)とする通話録音データの開示請求、訂正請求又は利用停止請求があったときは、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)並びに恵庭市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年条例第12号)及び恵庭市個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年規則第20号)の規定に基づく所定の手続を行わなければならない。

(苦情の処理)

第10条 管理責任者は、通話録音装置の設置及び運用に関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、通話録音装置の設置及び運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年7月1日から実施する。